



様式第8号（第6条関係）

平成26年12月 1日

薩摩川内市議会

議長 上野 一誠 様

（会派代表者経由）

会派の名称 鴻鵠志会

経理責任者氏名 谷津 由尚



政務活動費に係る収支報告書

薩摩川内市議会政務活動費の交付に関する条例第8条の規定により、次のとおり、平成26年度の政務活動費に係る収支報告書を提出します。

1 収入

政務活動費 360,000円

2 支出

（単位：円）

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	259,072円	5/21～23経済産業省、秋田県大仙市
研 修 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
会 議 費	600円	会場使用料（冷房代）
人 件 費		
事 務 費	2,561円	インクカートリッジ
合 計	262,233円	

3 残余の額

97,767円

- 注1 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。
- 2 領収書、活動報告書その他必要な書類を添付すること。
- 3 会派に属さない議員の場合は、「会派代表者経由」の必要はないこと。
- 4 会派に属さない議員の場合は、「会派の名称」は記入しないこと。
- 5 会派に属さない議員の場合は、「経理責任者氏名」とあるのは「議員の氏名」と読み替えること。

# 活動報告書

平成26年12月1日

薩摩川内市議会  
議長 上野 一誠 様

会派名 鴻鵠志会  
代表者名 谷津 由尚



## 1、調査研究事業

### 【第1回政務活動】

#### I、調査年月日

平成26年5月21日（水）～平成26年5月23日（金）（3日間）

#### II、調査地および調査項目

経済産業省 資源エネルギー庁 長官官房 総合政策課 需給政策室；  
『エネルギーを巡る状況と、エネルギー基本計画の概要』

経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ地域新産業戦略室；  
『地域の産業と活性化について』

秋田県 大仙市 総務部総合防災課；  
『空き家条例制定及び運用の課題について』

#### III、調査参加者

持原秀行、成川幸太郎、谷津由尚 3名

#### IV、調査の概要

別紙のとおり

#### V、所管

別紙のとおり

薩摩川内市議会 議長

瀬尾 和敬 様

平成26年度

鴻鵠志会政務活動報告書

平成26年5月26日

薩摩川内市議会 鴻鵠志会

作成者

谷津 由尚



## 平成26年度 第1回 鴻巣志会政務調査報告

### 1、調査日

平成26年5月21日(水)5月23日(金) 3日間

### 2、調査先及び調査内容

経済産業省 資源エネルギー庁 長官官房 総合政策課 需給政策室；

『エネルギーを巡る状況と、エネルギー基本計画の概要』

経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ地域新産業戦略室；

『地域の産業と活性化について』

秋田県 大仙市 総務部総合防災課

『空き家条例制定及び運用の課題について』

### 3、調査参加者（薩摩川内市議会鴻巣志会） -敬称略-

持原秀行、成川幸太郎、谷津由尚 合計3名

### 4、調査報告

#### (1) 経済産業省 資源エネルギー庁 『エネルギーを巡る状況とエネルギー基本計画の概要について』

本年4月11日に閣議決定された本計画について、一步踏み込んでの策定の背景等を伺った。

日本は、化石燃料資源に乏しく、根本的な脆弱性を抱えている。つまりエネルギーに関する安全保障は極めて低いということが言える。東京電力福島第一原子力発電所で被災された方々の痛みに向き合い、福島の復興・再生を全力で成し遂げるところが再構築するための出発点。今次計画(第4次)は中長期(今後20年程度)のエネルギー需給構造を視野に策定されている。

エネルギー政策に奇策はなく、長い時間をかけて成熟していくものである。再生可能エネルギーの成熟までは、日本の経済と産業を守らなければならない。第一次(2003年)から第三次(2010年)までの7年間は、特に東日本大震災もありエネルギー政策の方向性を見失った感がある。これらはもう一回きちんと整備する必要があり、今回政策を出した。日本のエネルギーは今原発の穴埋めを火力で行っている。発電化石燃料の負担は年間3.6兆円。1日あたり100億円の負担増となっている。そして各家庭の電気料金は既に2割増しとなっており、企業の雇用や株価に今後影響が懸念される。

現在のままでは、日本国内における産業の空洞化が進まない訳がない。一方、原発は比率が高ければ、電気代は安くなる公式である。現時点は、原発が動いている価格設定となっているが、いまだ停止中であり、営業運転は行っていない。火力の中でも、特に2割を占める運転開始後40年以上の老朽火力で賄っている現状である。直近の問題は、トラブル頻発による技術者不足に陥っており、現状のままでは誰も幸せにならない。今後のエネルギー政策の原点は、各エネルギー源がもつサプライチェーン上の強みが最大限発揮され、弱みが他のエネルギー源によって補完される多層的な供給構造である。それは、ベースロード、ミドル、ピークの3段階の電源であり、それぞれに原子力、石炭火力、LNG、石油火力、LPガスがある。

再生可能エネルギーについては、今後3年間で導入を最大限加速させ、またその後も積極的に推進する。

原子力のもう一つの懸念事項である使用済み核燃料について、国が全面に立ち、高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた取り組みを推進していく。同時に、核燃料のリサイクル技術を徹底検証し実用化することで、現時点予想されている最終処分量は、発生体積比で約1/7に、また放射能の有害度は当初10万年とのものが1/330である約300年まで短縮できることが見えてきている。

直近での再生可能エネルギーへの全面転換という事は、大容量蓄電技術とコストの関係から、早期には困難であると言わざるを得ないため、向こう20年間でこれら技術の確立を願うものである。

そして電事法の第2弾までの改正により、平成28年からは電力小売全面自由化に伴い、新しい電力構想の時代が来るものとする。これらの価格自由の時代となる時までには、火力及び原発の使用頻度の今後の道筋が見える状態になって欲しいと願うものである。

## (2) 経済産業省 経済産業政策局 ; 地域の産業と活性化について

本市の前新エネルギー対策監だった向野陽一郎氏を訪ねた。薩摩川内市での未練を感じながらも、フォーカスは国の地域戦略に絞られており、さまざまな話を伺うことができた。以下向野氏の話。

国(経済産業省の地域新産業戦略)の中では、今までの行政形態では立ち行かないと感じている。都市のコンパクト化、地方の集約など、今後の方向性を模索中である。まちづくりと産業振興を今後、どのようにスピード感を持ってやるかが重要と感じている。どこもコンパクト化を考えているが、それは地方の実態と合わない。国ではドライな考え方で進めているが、それでは形はできるが本当ではないと考えている。もっと危機感を持って考え抜いていかないと、地域の活性化は失われていく。中央では地方の状況は分からない。地方には、身を置かなければわからない事情があり、それを体験したことは非常に有意義なこと。この強みを活かして行きたいと思っている。同時に薩摩川内市を“わが町”をどうにかしたいという思いで今後もやっていきたい。何とか陽のあたる環境にしたいので浮揚するように考えて行きたい。

国の中では、地方は企業誘致は無理との結論を見出している。故に内発型に切り替えて行かなければならない。今後も折に触れ面会に来てくれれば、確認たる内容を話せると思う。

## (3) 秋田県 大仙市 総務部総合防災課 ; 空き家条例制定及び運用の課題について

大仙市の空き家条例は、行政代執行を過去4件実施した経験を持つところである。条例の制定までの経緯や、制定後の効果など、詳細を伺った。

空き家条例制定の背景については、H21年12月から雪対策に明け暮れている中、H22年の大雪がトリガーとなった。大雪に耐えられず倒壊する家屋や倒壊寸前のものなど、これらに対処できる仕組みが必要なことを感じていたことが、条例制定の原動力となった。行政代執行の例について一例は、小学校そばの建設会社後の倉庫が朽ちる寸前の状態だった。大雪によりいつ倒壊してもおかしくない状態。3月には小学校の卒業式もあり、万一でも子供たちが怪我をしないように片づけて欲しいという要望が寄せられた。その物件は銀行の抵当権が設定されている土地。しかし所有者は資産もなく、自費での解体は無理。市民の安全には代えられないとの理由で、条例制定後初の代執行となる。無事に解体終了し、小学校の卒業式も滞りなく終了した。

このような事例が他に3件ある。状況的に、費用回収は難しい場合もあるとのこと。しかし、市民の安全を守るという大義の前では、そこを責める心境にはなれない。

条例制定の効果として、制定前(平成24年1月時点)当初、1,415棟の空き家が存在していた。制定後(平成26年3月時点)1,223棟となり、192棟の減少となった。内容を確認すると、新規空き家の発生166棟を吸収しての減少である。自主解体223棟、再居住136棟というもの。

家屋解体に対する助成制度は、1/2補助の上限20万円である。この助成制度の効果も相乗的に出ていると感じている。銀行の抵当権が設定されていれば、銀行側で解体の交渉となってもいいが、市でやってほしい旨のことだった。税制制度としては、空き家を解体した場合、土地に対する固定資産評価額が6倍に跳ね上がる。これについてはこのままの状態を適用されている。土地評価額の高い地域では、この問題は大きく自主解体の意思を左右する理由に成りうる。大仙市では、今後税制の優遇制度や特別制度等を考える必要を言われていた。現在、空き家に対する窓口は総務部総合防災課が窓口機能を担っている。将来的には、建設住宅課と税務課が中心となって政策的に運営する必要を感じているとのことだった。

この条例を作成する際は、総務部(防災課)が中心となり、建設部等から策定委員会を選出、協議会の中で話を進め議会へ報告し、実質1年かからずに完成した。

市民からの情報提供を受けてからのアクションは、先ず現地確認を行い、青・赤・黄の判定に分ける。朽ちる寸前でも、田圃の中の一軒家ならば青である。あくまでこの制度を利権に絡むことに悪用されないよう、徹底して注意しながら進めている。先ほどの解体助成等は、当条例の規約で明確にまとめている形である。当条例では同時に空き地も対象としているが、こちらが問題となった苦情等はまだない。冬季の雪捨て場の確保の観点から、空き地は大変ありがたい。また空き家バンク制度もあり、現在2軒登録しているが、活用例はない。今後の習熟を目指す中で、個人資産に対する、国のバックアップは必要と感じられる。またネックとなる解体後の税制など、免税措置等のシステムが必要となる。現状のまま、先ずは走られたが、走りながら改善していかれるスタンスである。解体費用の回収がままならない場合があろうとも、市民の安全には代えられないという大義の元、今後も効果を上げられることを願うものである。

#### (4)本市への応用展開について

本市への応用であるが、本市の場合は台風災害による飛散を懸念している。これらの危険住宅に対し、きっちりとした評価基準と所有者の調査機能、解体後の課税制度の在り方等、税務課と防災安全課、そして建設部の3つのセクションによるシステムの構築は必須である。たくさんの空き家を抱える本市における効果は、自主解体等による危険住宅の減少及びバンク制度による再居住につながればいいと思う。

大事なことは、先ず条例を制定すること、その条例を、先ずは走らせて市民に知ってもらうことから始める必要がある。空き家による大きな災害等が発生する前に、市民の安全確保という最優先すべき観点から、早急に整備し、制定する必要があると感じている。